

令和4年度第3回長久手市男女共同参画審議会要旨

| | |
|---------------------------|--|
| 開催日時 | 令和5年3月20日（月曜日） 午後3時30分から午後5時まで |
| 開催場所 | 長久手市保健センター3階会議室 |
| 出席者氏名（委員 50音順、敬称 略） | <p>【委員】 板倉純子、鬼頭和宏、杉谷希美、藤原直子、水野和幸、水野道子、山口康代、山本か ほり、横田純子</p> <p>【事務局】 くらし文化部長 門前健、同部次長兼たつせがある課長 磯村和慶、同課課長補佐 堤健二、同課係長 神谷将行、同課主事 星野ちひろ、子ども部子ども家庭課長 出 口史朗、同課主任 藤澤英美</p> |
| 会議の概要 | <p>議題</p> <p>(1) 市民アンケート集計結果について (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の要綱（案）について (3) 令和5年度事業（案）及び令和4年度事業の実績について (4) その他</p> |
| 公開・非公開の別 | 公開 |
| 傍聴人数 | 1人 |
| 問合先 | くらし文化部たつせがある課 電話 0561-56-0602 |

議題

(1) 市民アンケート集計結果について

【資料1に基づき事務局より説明。】

会長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして何かご意見ご質問等ありましたらご自由にお願いします。

委員：今回報告された観点と報告書の方のコメントがずれでていたりするところは調整はされるのですか。例えば報告書のDVについては、「被害はない」が何%だったというのが報告書のコメントの文章になっているんですけど、「被害がある」、もしくは、今回の報告概要にあったように「50から59の年齢層でDVの経験等をしている方が多い」といったコメントに差し替えた方が良いと思われる。

事務局：今後、報告書を公開する際には、コメントについては修正をさせていただきます。

委員：同じように、64、65ページのセクシャル・マイノリティについて「自分や自分の関わりのある人の問題として、悩んだり」というところの「ない」の割合が87.5%と最も高くなっています。」ではなくて、今ご報告あったように、自分事として考える割合がこれだけいる、年齢層が低くなるに従って、その割合が高いという、ここに着目する必要があるのかなと感じました。修正をよろしく

お願いします。

委員：報告書の 93、94 ですけど、「あなたは将来どのような仕事をしたいですか。あてはまる番号を 1 つ選んで○をつけてください。」と出ていて、「性別にみると大きな差が見られません」と表示がついているのですが、今回の報告の概要と表現が異なる。

事務局：同じく、報告書を修正させていただきます。

委員：「あなたは、女性が職業を持つことについてどのように考えますか。」との問い合わせについて、65 歳以上の方の回答の比率について、報告書のコメントが書かれていますが、この問題については、40 代の現役世代の回答にもっと着目すべきだと考えます。単純に比率が高いことだけをとらえるのではなく、世代間の差などに着目する方が今回の調査を活かすことができると思います。

委員：今回の報告書はホームページ等で公開をするのか。

事務局：ホームページ上の公開を予定しています。冊子等を作成する予定はありません。

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の要綱（案）について

【資料 2 に基づき事務局より説明。】

事務局：今回の要綱について委員の皆さんにぜひご審議いただきたい点があります。要綱 13 条について、子の氏名の抹消というところで「受理証明書等に氏名を記載された子は、15 歳に達した日以後、市長に当該受理証明書等からの氏名の抹消の申立てをすることができる。」という要綱になっておりますが、子どもの権利を守るためにもう少し補足的な条文を追加するべきではないかという意見が府内ありました。例えば、子どもの権利を守るために年に 1 回子供の意思確認をする規定を要綱に加えるといった意見がありました。当課で今回の要綱案の作成の意図としては、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の対象者を法律婚の方と同じように取り扱いたいという思いがあります。今回の意見のように、年に 1 回意思確認をするというところは、法律婚をされたお二人には実施しないことです。今回の意見については、制度の目的、趣旨から鑑みて、ふさわしくないのではないかと考えています。しかしながら、子どもの権利ということを考慮し、15 歳以上になれば、市に対して申し立てができるという規定を加えています。

については、今回ご意見をいただいた子ども部から考え方を聞いていただいた上で、皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。

事務局：この件について、やはり子ども部としましては、パートナーシップの当事者の人権と同様に、子どもの人権に配慮するという立場があり、どのようにするのが望ましいのかを皆さんで議論していただきたいと考えています。埼玉県でも、同じように子どもの意思確認について要綱に定めたところ、様々な議論があったことは承知しています。子ども部としては、子どもの権利を守るため、

15歳以下については、意思確認ができる規定を加えておくべきではないかと考えています。

委員：毎年意思確認をする方法はどのようにする予定か。

事務局：具体的な方法は、まだ考えていません。

委員：子どもがどの程度この制度を理解しているのかということについて、どう考えているのですか。

例えば、小学生に、誰がどう説明して、意思確認するというのは無理ではないかと思う。また、法的な問題はないのですか。

委員：条例なので法律婚とは全く違うので、そこは問題ないと思う。

委員：法的な親子であれば当然何も言わなくたって子どもが怪我をしたら父か母のどちらかが助けることができるわけです。けれども、LGBTQ等のカップルは、その子どもが何かリスクを負った時に、駆け付ける権利を持つ実の母親の代わりをパートナーできるという意味で、子どもの権利を守ることができる側面があると思います。しかしながら、それを毎年毎年、「あなたのお母さんのパートナーがA子さんだよね。いいの。」ということを聞くことは、そっちの方がよっぽど。「なぜ毎年聞かれなきやいけないのか」と、子どもに対して誤った認識をさせてしまうことにつながる。

委員：例えば2歳とか3歳の子どもにどのように意思確認を行うのか。

事務局：2歳や3歳にはなかなか難しいとは思うのですが、今おっしゃったように、メリットの部分とデメリットについても考える必要があるのでないかと思います。

委員：デメリットが何か教えてほしいです。

事務局：新しいパートナーとの親子関係がうまくいっていないときにどのようにするかといったことが考えられる。

委員：そうなったときに、確認をする意味があるのか。この確認行為は行政の必要以上の介入のような気がしています。なぜ今回のファミリーシップで宣言した対象のみにそこまで行政が介入しなくてはいけないのか。私には理解できない。

委員：今回の制度を進めることについて、私はとても賛同していますが、今回の話を聞くと、マイナス面しか見てこない。

事務局：いじめにつながる恐れがあるのではないかとの意見もあった。

委員：それはもう少し違うレベルの話ではないでしょうか。それを懸念したたらファミリーシップ制

度自体が破綻します。

委員：法律婚の家庭の子どもでもいじめられます。それを心配しての意思確認は、必要がないものだと思います。

事務局：ご意見ありがとうございました。今回ご意見をさせていただいたのは、このことの議論なしに長久手市にて制度化されるところの懸念がありましたのでお話をさせていただいているところです。今回いろいろご意見をいただいたように、今後も状況に合わせて皆さんご意見をいただき、都度検討していかなければと思います。

委員：15歳に達したときに申し立てできる規定は、どのように考えていますか。

事務局：15歳とした理由ですが、義務教育を終えて働き、一人で生計を立てることが可能な年齢ということ及び自らの意思が表現・判断できる年齢というところで15歳を区切りとしています。

委員：家庭裁判の調停に関わったことがあるのですが、離縁するのに15歳以上は、本人の意思を確認することになっていたと思いますので、15歳であれば、本人が意思を表明できるということもあるかと思います。

委員：資料2-2で、保護者面談等への出席について、子どもの大切な情報を扱う場となる。この制度が始まった場合、どのようにパートナーであることを教員が確認することができるのか。

事務局：関係性を確認できることができる手段は必要だと考えていますので、受領証やカードを発行いたしますので、関係性を証明する必要があるという場合、このカード等の提示を求めてサービスが使えるというような取扱いになっていきます。

委員：要件について、長久手市に居住していないと使えないということですね。

事務局：この制度は長久手市の中で有効ですので、転居した場合は長久手市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度は無効ということになります。

委員：この制度を使いたいと思っている人の中には、親に同居を知られたくない、家族や職場に言えない、といった方がいると聞いたことがあります、必ず同居できるわけではない事もあるかと思いました。

委員：長久手市内で住んでいれば使えると思うが、どのように同居を証明するのか

事務局：本人からの申告によることになる。

委員：条例であり、市を越えての適応は難しい。あとは、国が認めなければならない。

委員：地域によっては、市町村で連携をとるといった例もあり得る。一番手っ取り早いのは愛知県全体で制度を作ることが一番よいと思います。

(3) 令和5年度事業（案）及び令和4年度事業の実績について

【資料3に基づき事務局より説明。】

会長：ただ今の報告につきまして、何かご意見ご質問あればお願ひします。

委員：議案1の報告で、男性の方のDV被害が多いということに驚きましたが、女性に対する暴力をなくす運動があって、男性に対する暴力をなくす運動はないのかなと思いました。

事務局：総務省が名称として決めているのですが、男女共同参画と考えると名称がそぐわないのかなと思います。また、市役所の男性トイレには、相談窓口についてのステッカーが貼ってあります。

委員：資料3－2の相談対応、2月末で1件は、すごく少ないですが、この理由は何ですか。

委員：職員の方が受けている件数が、38件あるので全体として減っているわけではないと思います。

委員：今回の男女共同参画情報紙の「自分らしく」は、絵がかわいく、中も見やすくていいなと思いました。今後も同じように続けていってほしいなという思います。

事務局：前回の審議会で、委員からアンケートで「「自分らしく」の認知度がすごく低かったということに対してどのように考えているのか」とご意見いただきまして、今回「自分らしく」「にじいろ」を発行するにあたり、手に取ってもらって中を見てもらえるような工夫をしたいということで今回の紙面を作成しています。デザインについては、県芸大の学生にお願いをしてもらっているので、毎年同じようにというのは難しいのですが、事務局としても見やすい紙面の作成をしていきたいと考えています。

委員：「自分らしく」の方のマイクロアグレッショングの説明については、ものすごく難しい概念なので説明は丁寧にした方がよい。文脈の説明もなく単語だけを抜き出すことは、さらなるマイクロアグレッショングを生み出す懸念がある。

事務局：先生方に相談させていただき、修正をしていきたい。

委員：「にじいろ」には、今年度の活動報告も掲載していたと思うので、サテライトセミナーや講演会もせっかく事務局が一生懸命準備して開催されていたので、その情報も入れておいていただきたい。

(4) その他

【その他審議事項はとくになし。】

会長： これで議題についての審議を終了する。では、進行を事務局へおかれしします。

事務局： 以上で男女共同参画審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。